災害時等における無人航空機による 情報収集活動(撮影等)に関する協定書

総務省消防庁(以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次のとおり 協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等において、無人航空機に関する必要な操縦技術等を有する 民間事業者との連携により、災害現場の映像や画像などを撮影し消防庁に速やかに伝 送することによって、災害状況を迅速に把握することを目的とする。

(活動の内容)

- 第2条 活動の内容は以下のとおりとする。
 - (1) 災害状況を把握するために必要な映像や画像等の情報収集及び提供に関すること。
 - (2) その他、必要と認められる事項。

(協力要請)

- 第3条 甲は、災害時等において必要があると認める時は、乙に対し協力要請をするものと し、乙は、可能な範囲で協力要請に応じるものとする。
- 2 前項の甲の協力要請は、協力要請書 (別記第1号様式) により行うものとする。ただし、 緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を 提出するものとする。

(活動に関する協議)

第4条 乙は、活動に関して甲と協議した上で、活動を実施するものとする。

(安全の確保等)

第5条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、安全の確保に十分配慮するものとする。

なお、甲もしくは乙が必要と認める場合、甲は乙の構成員の現場活動に同行し安全を確保するなど、安全の確保に対して十分に配慮するものとする。

(活動報告)

第6条 乙は、災害時等における活動を完了した時は、速やかにその実施した活動内容を甲 に報告するものとする。

(著作権の帰属)

第7条 撮影した成果品の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第17条に規定する 著作権をいう。)は、甲に帰属する。

(契約の締結)

第8条 甲は、乙が第3条に基づき活動を実施する場合は、その都度必要な契約を締結する ものとする。

(費用の請求)

第9条 乙は、活動完了後、当該活動に要した費用を前条の契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第10条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、内容を精査し、乙に対しその費用 を支払うものとする。

(損害の負担)

第11条 活動の実施にともない、第三者に損害を及ぼしたとき、または使用する機体等に 損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その 損害について乙が負担するものとする。

ただし、明らかに乙の責に帰さない原因により、第三者に損害を及ぼしたとき、または 使用する機体等に損害が生じたときの負担は、甲乙協議し定めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者選任届(別記第2号様式)により連絡責任者 を定め、平時及び緊急時における連絡先を明らかにし、相互に確認するものとする。ま た、変更があった場合には速やかに届け出ることとする。

(訓練等への参加)

- 第13条 乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練等への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法における許可申請等は、乙が手続きを行うものとする。
- 2 訓練等に参加する際に発生する費用は、乙の負担とする。

(秘密保持)

第14条 甲及び乙は、活動の実施に当たり業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(協定期間)

第15条 この協定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

(その他)

第 16 条 この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度、 甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ 1通を保有する。

平成30年3月〇〇日

甲 総務省消防庁 長官 稲山 博司

年 月 日

(事業者名)

(代表者) 様

消防庁長官 稲山 博司

協力要請書

下記のとおり、無人航空機による協力を要請します。

記

- 1 協力要請の理由
- 2 協力要請をする場所
- 3 協力要請をする期間

年 月 日()から 年 月 日()まで

- 4 消防庁担当者の所属、職・氏名および連絡先 所属 職・氏名 連絡先
- 5 その他参考となるべき事項

連絡責任者選任届

【消防庁】

	平時連絡先	緊急時連絡先
担当部署・役職		
氏名		
住所		
電話番号		
ファックス番号		
メールアドレス		

【(事業者名)】

	平時連絡先	緊急時連絡先
担当部署·役職		
氏名		
住所		
電話番号		
ファックス番号		
メールアドレス		